

地域の会第137回定例会 資料

平成26年11月5日
原子力規制委員会
原子力規制庁

資料1：前回定例会（10月1日）以降の原子力規制庁の動き

資料2：原子力規制庁の主な対応（10月1日以降）
（東京電力福島第一原子力発電所関連）

資料3：放射線モニタリング情報

前回定例会(10月5日)以降の原子力規制庁の動き

平成26年11月5日

柏崎刈羽原子力規制事務所

【原子力規制委員会】

(10月8日定例会)

○原子力規制委員会組織令等の改正に伴う原子力規制委員会防災業務計画の改正について

本年9月26日に、原子力防災体制の充実・強化を図るため、内閣府本府組織令とともに原子力規制委員会組織令の一部を改正いたしました。これにあわせて、原子力規制委員会防災業務計画についても所要の改正を行いました(同防災業務計画については10月14日に施行されております)。

○緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム(SPEEDI)の運用について

原子力災害対策指針では、施設の状況に応じて緊急事態の区分を決定して予防的防護措置を実行するとともに、放射性物質の放出後の緊急時における避難や一時移転等の緊急又は早期の防護措置の判断は、緊急時モニタリング(固定型のモニタリングポスト等)の実測値等に基づくこととしております。

福島第一原子力発電所事故の教訓として、原子力災害発生時に、いつどの程度の放出があるか等を把握すること及び気象予測の持つ不確かさを排除することはいずれも不可能であることから、緊急時における避難や一時移転等の防護措置の判断にあたって、SPEEDIによる計算結果は使用しないことが了承されました。

今後は、この基本的考え方に基づいて、防災基本計画、原子力災害対策指針、原子力災害対策マニュアル等の記載内容の必要な修正を行うほか、関係道府県等の関係機関等に対しては、原子力規制委員会として、この基本的考え方を様々な機会を活用して周知することもあわせて了承されました。(別添1)

(10月15日定例会)

○実用発電用原子炉の運転期間延長認可申請に係る取扱いについて

40年運転延長制度については、運転開始40年を迎えた時点で、その時点における規制基準に適合していることが前提となっています。

本制度の概要、あるいは申請に当たって必要な事項については、昨年6月に既に運用ガイド、内規をホームページ等で掲載しておりますが、改めて事業者に対して、該当するプラントについては新規制基準適合に係る申請を、その審査に要する期間を考慮した十分な時間的余裕が確保できる時期に行うよう指示文を出すことが了承されました。

○地方放射線モニタリング対策官事務所の開所について

緊急時における環境放射線モニタリングの体制強化、その事前準備を行うため、茨城県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県に地方放射線モニタリング対策官事務所を新設

いたしました。

今後も、緊急時モニタリング体制の強化を図るため、充実強化に努めて参ります。
(別添2)

(10月22日定例会)

- 安全文化醸成を始めとした安全性向上に関する取組に係る意見交換の開催について

今後、我が国全体としての安全文化の浸透とその基礎に立った安全性向上に関する取組の促進を図るため、主要原子力施設保有者の経営責任者と、安全文化醸成を始めとした安全性向上に関する取組に係る意見交換を別添3のとおり行うことが了承されました。

(10月29日定例会)

- 緊急時モニタリングセンター設置要領の概要

平成26年1月に、『緊急時モニタリングについて(原子力災害対策指針補足参考資料)』(以下「補足参考資料」という。)が策定され、緊急時モニタリングセンターの在り方の概要を示しておりますが、今般、緊急時モニタリングセンターの体制、運営の在り方等をさらに明確化するため、「緊急時モニタリングセンター設置要領」(以下「設置要領」という。)をとりまとめました。

今後は、設置要領を踏まえ、所在都道府県、関係周辺都道府県、原子力事業者及び関係指定公共機関等と連携し、施設敷地緊急事態に至った際に緊急時モニタリングセンターを迅速に立ち上げて緊急時モニタリングを実施するための体制の充実を図ることとしております。

- 平成26年度第2四半期の保安検査の実施状況について

平成26年度第1四半期(4月～6月)に実施した核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「原子炉等規制法」という。)に基づく保安検査の結果等を報告し、了承されました。

(別添4：柏崎刈羽原子力発電所に対する検査項目及び検査結果報告書を抜粋)

(10月29日臨時会議)

- 安全文化醸成を始めとした安全性向上に関する取組について

安全文化醸成を始めとした安全性向上に関する取組みについて、九州電力株式会社と意見交換を行いました。

(11月5日定例会)

- 原子力発電所の新規制基準適合性審査の状況について

新規制基準適合性審査の状況について報告がされました。

【原子力規制委員会 検討チーム等】

○原子力災害事前対策等に関する検討チーム

10月2日 第8回

○溶接規格の技術評価に関する検討チーム

10月8日 第3回

○原子力発電所の高経年化技術評価等に係る審査会合

10月17日 第7回

○原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合

10月 2日 第143回会合	10月 2日 第144回会合
10月 3日 第145回会合	10月 7日 第146回会合
10月14日 第147回会合	10月16日 第148回会合
10月17日 第149回会合	10月21日 第150回会合
10月23日 第151回会合	10月28日 第152回会合
10月29日 第153回会合	10月30日 第154回会合
10月30、31日 現地調査（柏崎刈羽原子力発電所6・7号炉）	

[柏崎刈羽原子力発電所 6・7号炉 審査状況]

- 10月 2日 ・第144回審査会合
- 10月 3日 ・第145回審査会合
 - ・新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（75）
＜東北電力、東京電力、中国電力合同ヒアリング＞
- 10月 8日 ・新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（76）
＜東京電力、中国電力合同ヒアリング＞
- 10月14日 ・第147回審査会合
 - ・新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（77）
＜東京電力、中国電力合同ヒアリング＞
- 10月15日 ・新規制基準適合性審査に関する審査会合への対応について
＜東京電力、中国電力合同面談＞
- 10月16日 ・第148回会合
- 10月17日 ・第149回会合
 - ・規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（78）
＜東北電力、東京電力、中国電力合同ヒアリング＞
 - ・新規制基準適合性審査に関する審査会合への対応について
＜東京電力、中国電力合同面談＞
- 10月23日 ・第151回会合

- 10月24日 ・新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（79）
＜東北電力、東京電力、中国電力合同ヒアリング＞
・新規制基準適合性審査に関する審査会合への対応について
＜東北電力、東京電力、日本原子力発電、中部電力、中国電力合同面談＞
- 10月28日 ・第152回会合
- 10月29日 ・新規制基準適合性審査に関する審査会合への対応について
- 10月30、31日 ・現地調査（柏崎刈羽原子力発電所6・7号炉）

【原子力規制庁ホームページ】

（10月3日）

- 東京電力株式会社から原子力防災資機材現況届出書を受理しましたので、公表します

平成26年10月2日に東京電力株式会社から福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所及び柏崎刈羽原子力発電所の原子力防災資機材現況届出書を受理しました。

- 東京電力株式会社から副原子力防災管理者選任届出書を受理しましたので、公表します

平成26年10月2日に東京電力株式会社から柏崎刈羽原子力発電所の副原子力防災管理者選任届出書を受理しました。

（10月29日）

- 東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所第2号機、第4号機及び第5号機の燃料体検査合格証を交付しました

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の12第1項の規定に基づき株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパンから平成26年4月22日付けで申請された東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所第2号機、第4号機及び第5号機の燃料体の検査を実施した結果、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の12第1項に適合していると認められるため、平成26年10月17日付で合格証を交付しました。

（11月4日）

- 東京電力株式会社から柏崎刈羽原子力発電所の溶接安全管理審査申請書を受理しました

平成26年10月31日に東京電力株式会社から柏崎刈羽原子力発電所の溶接安全管理審査申請書を受理しました。

なお、原子力規制委員会に提出された申請書については、溶接安全管理審査後、その結果と併せて公表する予定です。

以 上

緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム (SPEEDI) の運用について

平成26年10月8日
原子力規制委員会

1. 基本的考え方

原子力災害対策指針では、施設の状況に応じて緊急事態の区分を決定して予防的防護措置を実行するとともに、放射性物質の放出後の緊急時における避難や一時移転等の緊急又は早期の防護措置の判断は、緊急時モニタリング(固定型のモニタリングポスト等)の実測値等に基づくこととしており、この方針に従い、現在、実効性のある緊急時モニタリングの体制整備等、測定体制の充実強化を図っているところである。

放射性物質の放出が収まり沈着した段階以降において、防護措置以外の判断を行う場面等では、今後も、活用目的、活用するタイミング等を明確にした上で、SPEEDIから得られる情報を参考とする可能性があると考えている。しかしながら、原子力災害対策指針がその方針として示しているように、緊急時における避難や一時移転等の防護措置の判断にあたって、SPEEDIによる計算結果は使用しない。

これは、福島第一原子力発電所事故の教訓として、原子力災害発生時に、いつどの程度の放出があるか等を把握すること及び気象予測の持つ不確かさを排除することはいずれも不可能であることから、SPEEDIによる計算結果に基づいて防護措置の判断を行うことは被ばくのリスクを高めかねないとの判断によるものである。

2. 今後の対応

今後は、この基本的考え方に基づいて、防災基本計画、原子力災害対策指針、原子力災害対策マニュアル等の記載内容の必要な修正を行っていく。

また、今後、関係道府県等で実施される原子力防災訓練や、避難や一時移転等の緊急又は早期の防護措置の判断においては、この基本的考え方に基づいてご対応いただくこととなること等から、関係道府県等の関係機関等に対しては、原子力規制委員会として、この基本的考え方を、今後も様々な機会を活用して周知する。併せて、防護措置の判断以外の場合等における参考情報としての活用方法については、緊急時モニタリングに係る原子力災害対策指針補足参考資料に追記する等により周知する。

なお、平成27年度からは、職員を24時間365日常駐させることはせず、関連予算を削減することとしているが、仮に緊急時において、一定の期間、SPEEDIを参考情報として活用する必要がある場合には、契約変更等の措置により、その期間のみ、夜間・土日においても継続できるよう人員を配置する予定であり、SPEEDIを活用できる体制は維持できる見込みである。

地方放射線モニタリング対策官事務所の開所について

平成26年10月15日
原子力規制庁

1. 概要

これまでに、福島県担当1名の他、国内を2つの担当エリアに分けて地方放射線モニタリング対策官（以下「対策官」という。）各1名、計3名を配置してきた。

今年度、緊急時における環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）の体制の強化やそのための事前の準備等を行うため、茨城県（8月）、愛媛県（8月）、佐賀県（6月）及び鹿児島県（10月）に対策官事務所を新設し、茨城県、愛媛県、佐賀県には各1名を配置したところであるが、このたび、鹿児島県に2名の対策官を配置することとした。

2. 対策官事務所及び対策官の業務について

対策官事務所は、対策官が常駐して道府県の監視センターや関係課等と緊密に連携・協力しながら実効性のある緊急時モニタリングを行えるよう、原則として原子力施設の立地県に開所されるもの。

対策官は、平常時においては、各担当エリア内における原子力施設周辺等の環境放射線モニタリングの実施に関する専門的事項についての関係自治体との連絡・調整や、情報共有システムの点検・管理等の業務を担当する。

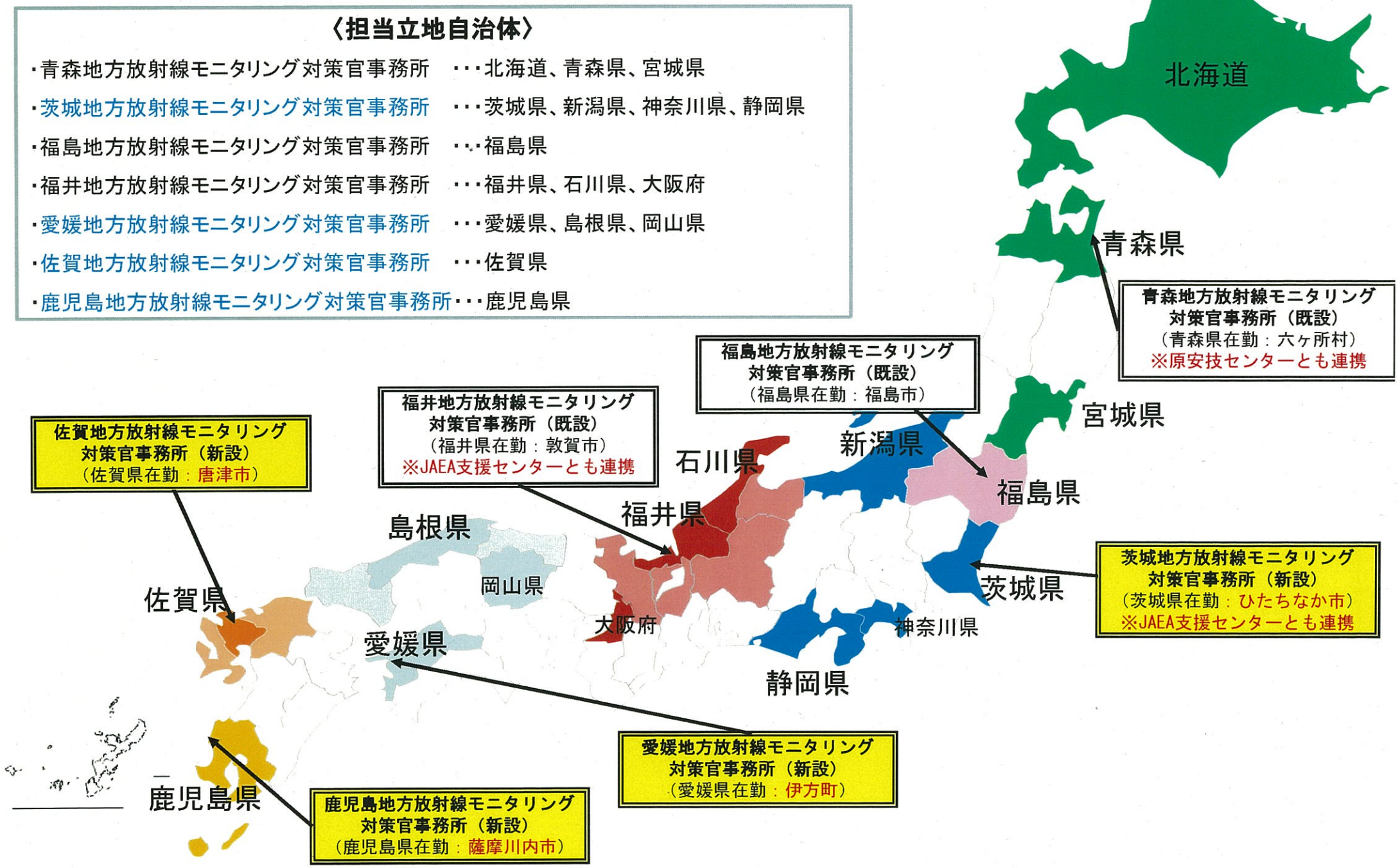
また、原子力施設で緊急事態が発生した場合には、国が設置する緊急時モニタリングセンターにおいて、関係道府県の監視センター等と協力して緊急時モニタリング活動の統率・企画調整等を行う。

地方放射線モニタリング対策官の担当エリア

参考1

〈担当立地自治体〉

- ・青森地方放射線モニタリング対策官事務所 ……北海道、青森県、宮城県
- ・茨城地方放射線モニタリング対策官事務所 ……茨城県、新潟県、神奈川県、静岡県
- ・福島地方放射線モニタリング対策官事務所 ……福島県
- ・福井地方放射線モニタリング対策官事務所 ……福井県、石川県、大阪府
- ・愛媛地方放射線モニタリング対策官事務所 ……愛媛県、島根県、岡山県
- ・佐賀地方放射線モニタリング対策官事務所 ……佐賀県
- ・鹿児島地方放射線モニタリング対策官事務所 ……鹿児島県



青森地方放射線モニタリング対策官事務所（既設）
（青森県在勤：六ヶ所村）
※原安技センターとも連携

福島地方放射線モニタリング対策官事務所（既設）
（福島県在勤：福島市）

福井地方放射線モニタリング対策官事務所（既設）
（福井県在勤：敦賀市）
※JAEA支援センターとも連携

佐賀地方放射線モニタリング対策官事務所（新設）
（佐賀県在勤：唐津市）

茨城地方放射線モニタリング対策官事務所（新設）
（茨城県在勤：ひたちなか市）
※JAEA支援センターとも連携

愛媛地方放射線モニタリング対策官事務所（新設）
（愛媛県在勤：伊方町）

鹿児島地方放射線モニタリング対策官事務所（新設）
（鹿児島県在勤：薩摩川内市）

事務所の所在地

○青森県

(名称) 青森地方放射線モニタリング対策官事務所

(住所) 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字野附 1-67 原子力防災研究プラザビル 2 階

○福島県

(名称) 福島地方放射線モニタリング対策官事務所

(住所) 福島県福島市中町 5-18 福島県林業会館 1 階

●茨城県

(名称) 茨城地方放射線モニタリング対策官事務所

(住所) 茨城県ひたちなか市西十三奉行 11601-12 茨城県原子力オフサイトセンター1 階

○福井県

(名称) 福井地方放射線モニタリング対策官事務所

(住所) 福井県敦賀市金山 99-11-47 福井県敦賀原子力防災センター1 階

●愛媛県

(名称) 愛媛地方放射線モニタリング対策官事務所

(住所) 愛媛県西宇和郡伊方町湊浦 1993-1 愛媛県オフサイトセンター内

●佐賀県

(名称) 佐賀地方放射線モニタリング対策官事務所

(住所) 佐賀県唐津市西浜町 2-5 佐賀県オフサイトセンター1 階

●鹿児島県

(名称) 鹿児島地方放射線モニタリング対策官事務所

(住所) 鹿児島県薩摩川内市神田町 1-3 鹿児島県原子力防災センター2 階

地方放射線モニタリング対策官の主な業務

地方放射線モニタリング対策官（以下、「対策官」という。）は、道府県の監視センターや関係課等と緊密に連携・協力しながら実効性のある緊急時モニタリングを行えるよう、原子力施設の立地県に常駐する。

対策官は、平常時においては、各担当エリア内における原子力施設周辺等の環境放射線モニタリング（以下、「モニタリング」という。）の実施に関する専門的事項について、関係自治体との連絡・調整や情報共有システムの点検・管理等の業務を担当する。

また、原子力施設で緊急事態が発生した場合には、国が設置する緊急時モニタリングセンター（以下、「EMC」という。）において、関係道府県の監視センター等と協力して緊急時モニタリング活動の統率・企画調整等を行う。

1. 平常時

- 緊急時に備えたモニタリングデータの点検（正確性等）、情報共有システムの維持管理
- 環境モニタリングデータの監視、データ確認（異常値への対応等）等
- 環境モニタリングについて、地方自治体、関係機関との連絡・調整
- 地方自治体主催の環境モニタリング関連会合への出席等を通じた意見交換、地元ニーズの把握
- 環境モニタリング関連研修の講師としての参画を通じた地方自治体職員への技術支援
- 防災専門官、関係指定公共機関等との意見交換や連絡調整の実施
- 防災訓練（モニタリング関連）への参画
- 国が整備するモニタリング資機材の点検・校正
- 緊急時のモニタリングについて、地方自治体職員等との実効性確保等に向けた検討等

2. 緊急時

- 国が設置する EMC の立ち上げ及び初動時の対応を含め、関係機関と協働しながら、緊急時モニタリングの現地取りまとめ役として、緊急時モニタリング活動の実施を現場で統率・企画調整等

安全文化醸成を始めとした安全性向上に関する取組に係る 意見交換の開催について（案）

平成26年10月22日
原子力規制委員会

1. 背景

本年8月27日の第21回原子力規制委員会において、今後、我が国全体としての安全文化の浸透とその基礎に立った安全性向上に関する取組の促進を図るため、主要原子力施設保有者の経営責任者と、安全文化醸成を始めとした安全性向上に関する取組に係る意見交換を行う場を設けることとなった。これを踏まえ、下記の通り意見交換を行うこととしたい。

2. 第1回の意見交換について

下記日程で、原子力規制委員会臨時会として公開で開催する。

- 日時：平成26年10月29日（水）17：30～
- 場所：原子力規制委員会 会議室A
- 相手方事業者：九州電力株式会社

3. 第2回以降の意見交換について

意見交換は1ヶ月に1度程度の開催を想定しており、第2回以降については、下記のとおり開催する方向で調整を行っている。

実施時期	相手方事業者
平成26年11月	四国電力株式会社
12月	関西電力株式会社
平成27年1月	北海道電力株式会社
2月	東京電力株式会社
3月	中部電力株式会社
4月	東北電力株式会社
5月	中国電力株式会社
6月	北陸電力株式会社
7月	日本原子力発電株式会社
8月	日本原燃株式会社
9月	独立行政法人日本原子力研究開発機構

平成26年10月29日
原子力規制庁

平成26年度第2四半期の保安検査の実施状況について

平成26年度第2四半期（7月～9月）に実施した核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）に基づく保安検査の結果等を報告する。

I. 発電用原子炉施設に係る保安検査について（別添1参照）

1. 発電用原子炉施設（特定原子力施設に係るものを除く）

（1）平成26年度第2回保安検査の結果

①検査の目的

原子力発電所の安全を確保するために発電用原子炉設置者及びその従業者が守らなければならない保安規定^{※1}の遵守状況に関して、原子炉等規制法第43条の3の24第5項の規定に基づき、確認を行うものである。

※1 保安規定は、以下の業務等が定められている。

品質保証、体制及び評価、運転管理業務、燃料管理業務、放射性廃棄物管理業務、放射線管理業務、保守管理業務、緊急時の措置、保安教育、記録及び報告

②検査実施期間及び検査実施者

別表1-1に示す期間（2週間程度）、各原子力規制事務所に駐在している原子力保安検査官他が実施した。

③検査内容

別表1-1に示すとおり、各原子力規制事務所が発電所ごとに、保安活動の実施状況に着目した検査項目を設定し、施設への立入り、物件検査、関係者への質問を行い、保安規定の遵守状況を確認した。

④検査結果

検査の結果は、別表1-1に示すとおりである。このうち「監視」^{※2}に該当する事象が、東北電力株式会社女川原子力発電所において1件（女川原子力発電所2号機 地震後の設備健全性確認における記録管理の不備について）及び独立行政法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ（以下「もんじゅ」という。）において1件（ナトリウム漏えい監視用ITV設備^{※3}の保守管理等の不備について）、合計2件確認された。詳細な内容は、別表1-2のとおり。

なお、もんじゅにおいては、原子炉等規制法に基づく保安措置命令等に関し、保守管理体制及び品質保証体制の再構築並びに保全計画の見直しが未だ途上であり、原子力規制委員会からの命令に対して適切に対応する必要があるとの認識を示したところであるが、今回の保安検査で確認されたITV設備の保守管理等の不備に係る指摘も含め、引き続き、原子力規制委員会から

の命令に対して、適切に対応し改善する必要がある。

※2 保安規定違反のうち、影響が軽微な場合には「監視」として区分している。

※3 ナトリウム漏えい警報が発生した場合等のために、ナトリウム機器・配管が設置されている空気雰囲気の一部に設置されている監視カメラ。

(2) 安全確保上重要な行為の保安検査結果について

①検査の目的

事業者が行う原子炉の起動・停止、燃料の装荷・取出し等、安全確保上重要な行為に対し、原子炉等規制法第43条の3の24第5項及び実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第93条第2項の規定に基づき、確認を行うものである。

②検査内容

今回の検査においては、別表1-3に示す発電所(号機)に対し、保安活動の実施状況に着目した検査項目を設定し、施設への立入り、物件検査、関係者への質問を行い、保安規定の遵守状況を確認した。

③検査結果

検査の結果、各発電所(号機)においては、所内で定められた手順書等に従い、安全確保上重要な行為の保安活動が適切に実施されており、保安規定違反に該当する事象は認められなかった。

(3) 保安検査期間外の保安規定違反について

平成26年度第2四半期では、保安検査期間外において、保安規定違反に該当する事象は認められなかった。

2. 特定原子力施設(東京電力株式会社福島第一原子力発電所)

(1) 平成26年度第2回保安検査の結果

①検査の目的

平成25年8月14日に認可された、福島第一原子力発電所に設置する特定原子力施設の実施計画(以下「実施計画」という。)に定める保安のための措置^{※4}の実施状況に関して、原子炉等規制法第64条の3第7項の規定に基づき、確認を行うものである。

※4 実施計画第三章「特定原子力施設の保安」に定められている、従来の保安規定に相当する部分。

②検査実施期間及び検査実施者

別表1-4に示す期間、福島第一原子力規制事務所に駐在している原子力保安検査官他が実施した。

③検査内容

別表1-4に示すとおり、福島第一原子力規制事務所が、実施計画に定める保安のための措置に着目した検査項目を設定し、施設への立入り、物件検査、関係者への質問を行い、実施計画に定める保安の措置の実施状況を確認した。

④検査結果

検査の結果、別表 1 - 4 に示すとおり、実施計画の違反に該当する事象は認められなかった。

(2) 保安のための措置上必要と認める保安検査結果について

①検査の目的

事業者が行う行為に対し、原子力規制委員会が、実施計画に定める保安のための措置の適正な実施を確保するため必要と認める場合、原子炉等規制法第 6 4 条の 3 第 7 項及び東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則第 4 0 条第 2 項の規定に基づき、確認を行うものである。

②検査内容

平成 2 5 年 1 1 月 1 3 日から実施されている、福島第一原子力発電所 4 号機使用済燃料プールからの燃料取出し作業の実施状況について、記録及び必要に応じて現場立会を行うことにより実施計画に定める保安の措置の実施状況を確認した。(現在も検査は継続中)

③検査結果

天井クレーンの年次点検のため、平成 2 6 年 7 月 1 日より 9 月 3 日にかけて燃料取り出し作業を中断していたが、9 月 4 日に作業を再開した。1 0 月 2 8 日までに、使用済燃料プールに保管されている燃料集合体 1 5 3 3 体中 1 3 4 2 体の移送が完了しており、これまでのところ、実施計画に従って行われていないと判断される事象は認められていない。

(3) 保安検査期間外の実施計画違反について

平成 2 6 年度第 2 四半期では、保安検査期間外において、実施計画違反に該当する事象は認められなかった。

3. 運転上の制限の逸脱に対する立入検査結果等について

平成 2 6 年度第 2 四半期では、発電用原子炉施設(特定原子力施設を含む)において運転上の制限を逸脱した事象は発生しなかった。

II. 核燃料施設等に係る保安検査について(別添 2 参照)

1. 平成 2 6 年度第 2 回保安検査の結果

(1) 検査の目的

加工施設、試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設(廃止措置中のもの)、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設及び核燃料物質の使用施設(以下「核燃料施設等」という。)に係る原子力安全を確保するために、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、再処理事業者、廃棄事業者、使用者及びそれらの従業者が守らなければならない保安規定の遵守状況に関して、原子炉等規制法第 2 2 条第 5 項、第 3 7 条第 5 項、第 4 3 条の 3 の 2 4 第 5 項、第 5 0 条第 5 項、第 5 1 条の 1 8 第 5 項又は第 5 6 条の 3 第 5 項の規定に基づき、確認を行うものである。

(2) 検査実施期間及び検査実施者

別表 2 に示す期間において、各原子力規制事務所に駐在している原子力保安検査官他が実施した。

(3) 検査内容

今回の検査においては、別表2に示すとおり事業所ごとに、保安活動の実施状況に着目した検査項目及び重点検査項目等を設定し、施設への立入り、物件検査及び関係者への質問を行い、保安規定の遵守状況を確認した。

(4) 検査結果

検査結果は、別表2に示すとおりである。核燃料施設等に関して、保安規定違反に該当する事象は認められなかった。

なお、独立行政法人日本原子力研究開発機構（核燃料物質の使用施設）の保安活動は、保安規定に基づき、最低限実施されているが、総じて各施設における定常的な点検・保守作業や放射線測定等の保安活動は前例主義により形骸化しており、PDCA活動のうち、特に評価が不十分であることから、改善が十分にできていないことが確認された。そのような状況を踏まえて、事業者としての組織的な対応が適切に実施されるよう、前回の保安検査で指摘した事項に加えて改善すべきと認められた点について、以下のような指摘をした。

- ・直近の管理区域内の非火災事象に着目し、原子力科学研究所の火災、非火災事象に係る対応を確認し、過去3年4ヶ月間に29件の119番通報事象があったにもかかわらず、原子力科学研究所としての対策の要否に係る総合的な評価等が、組織的には一切なされていなかったことから、組織を統合する部署の不適合事象として管理することなども含め、不適合管理について速やかに改善するよう指摘した。（原子力科学研究所）
- ・前回の保安検査で指摘した不適合管理に関する見直しについては、要領書が見直されたものの、不適合管理を変更した意図が組織内に浸透しているとは言い難く、そのような状況で不適合管理を変更した意図が組織内に浸透していないなど、改善が不十分な状況であることが認められたことから、実効的な不適合管理を実施できる体制について速やかに検討し、実行するよう指摘した。（原子力科学研究所）
- ・前回の保安検査で指摘した最終的に廃棄施設に廃棄する前段階であってこれから廃棄しようとするもの（原子炉等規制法上の放射性廃棄物とする前段階のもの。以下「廃棄物の仕掛品」という。）が一時保管と称して使用施設内に長期に渡り計画性が無く保管されているものの保管場所等に係る見直しについては、保管場所、安全確保策（火災防護含む）について新規基準を踏まえた評価・改善までに至っていないことから、新規基準を踏まえた更なる評価を速やかに行い、必要な申請手続き等の改善を速やかに行うよう指摘した。（原子力科学研究所、核燃料サイクル工学研究所及び大洗研究開発センター（北地区及び南地区））

2. 保安検査期間外の保安規定違反について

平成26年度第2四半期では、保安検査期間外において、保安規定違反に該当する事象は認められなかった。

発電所名	東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所
検査実施期間	9月1日(月) ~ 9月12日(金)
検査項目	<p>1) 基本検査項目(下線は保安検査実施方針に基づく検査項目。)</p> <p>①緊急時安全対策等の実施状況</p> <p>②-1 <u>保守管理の実施状況(保全計画・管理)</u></p> <p>②-2 <u>保守管理の実施状況(保全の有効性)</u></p> <p>③緊急時演習等の実施状況</p> <p>④廃棄物管理の実施状況(抜き打ち検査)</p> <p>2) 追加検査項目</p> <p>なし</p>
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	<p>今回の保安検査においては、「保守管理の実施状況」、「廃棄物管理の実施状況」、「緊急時演習等の実施状況」等を基本検査項目として選定し、検査を実施した。</p> <p>緊急安全対策等の実施状況については、平成25年度第2回保安検査で確認しているが、その後に対策強化のための追加工事等が行われていることから、現在の進捗状況や緊急時マニュアルの整備状況、それらに基づく要員の訓練が適切に行われているか、事業者が定めた手続きに基づき実施されているか確認した。</p> <p>検査の結果、追加工事については、本店を含めた社内会議体「KK新規制基準対応管理会議」等により、緊急時安全対策等に係る対応方針が検討され、社内会議体「KK復旧プロジェクト管理会議」等により、工事の進捗管理及び情報共有が適切に行われていることを議事録等により確認した。</p> <p>前回保安検査以降に完了した「6号機ウェル注水設備設置工事」、「7号機津波監視装置の設置工事」、「大型車共用車庫及び倉庫設置工事」等の主要工事8件について、「工事報告書」、「物品持込書(検収書)」等の書類および現場確認により工事が完了して、使用可能な状況であることを確認した。</p> <p>「高所放水車」及び「コンクリートポンプ車」等の主要工事3件について、「工事報告書」等に基づき現場配備状況を確認した。追加配備された「高所放水車」等、資機材については、「日常点検記録」、「月例点検記録」等により維持管理を行っていることを確認した。一方で、コンクリートポンプ車の一部に劣化による故障が発生していることから、維持管理方法の再検討を含めた検討を進めていることを確認した。</p> <p>緊急時マニュアルについては、緊急用M/C盤、代替熱交換器等の資機材の配備状況等に応じて、「津波アクシデントマネジメントの手引き」を改訂し、現在の発電所の状況である全号機停止状態におけるマニュアル整備が完了したことを確認した。</p> <p>緊急安全対策等に係る個別訓練については、「柏崎刈羽原子力発電所 防災訓練個別訓練実施方針」に基づき訓練が実施されていることを「個別訓練実績一覧表」により記録を確認し、要員の訓練が適切に行われていることを確認した。</p> <p>保守管理の実施状況(保全計画・管理)については、施設の点検、補修等の保全に必要な各プロセス(工事計画、設計管理、調達管理、工事管理)が適切に実施されているか検査を行った。</p> <p>検査の結果、保安規定に基づき策定された「保守管理基本マニュアル」に工事計画、工事管理の具体的な方法が規定され、「設計管理基本マニュアル」、「調達管理基本マニュアル」に設計管理、調達管理の具体的な方法が規定され、これらが継続的に改訂されていることを確認した。</p> <p>保全工事の具体的な実施状況については、設計管理対象の選定、設計レビュー、設計検討結果の文書化、購入仕様書に対する設計検証、工事計画、工事管理、工事完了確認を行い、保全に必要な各プロセスが適切に実施されていることを記録に基づき抜取りにより確認した。</p> <p>保守管理の実施状況(保全の有効性)については、各プロセス「点検・補修等</p>

の結果の確認・評価」、「点検補修等の結果の不適合管理、是正措置及び予防処置」、「保全の有効性評価」が適切に実施されているか検査を行った。

検査の結果、「保守管理基本マニュアル」等業務に必要なマニュアルが定められ、継続的な見直しが行われていることを確認した。これらのマニュアルに従って、点検・補修等の結果の確認・評価、点検補修等の結果の不適合管理、是正措置及び予防処置が行われていることを、工事施行報告書や不適合管理報告書等の記録により確認した。保全の有効性評価についてはタービン、原子炉等のグループごとに「保全の有効性評価結果記録シート」を作成しており、適切に評価を行い、その結果が保全計画書に反映されていることを抜取りにより確認した。

緊急時演習等の実施状況について、必要な体制、要員及び訓練計画を策定し、緊急安全対策等の対応及び定期的な訓練等を実施し、評価、課題等がまとめられているか検査を行った。

検査の結果、「柏崎刈羽原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」、「原子力災害対策マニュアル」、「原子力防災訓練実施ガイド」、「柏崎刈羽原子力発電所 原子力防災組織防災教育・訓練・力量管理ガイド」等に基づき、必要な緊急時体制の確立、確保すべき要員の力量の明確化、力量を維持・向上するための教育及び訓練計画の策定、定期的な訓練の実施、評価及び次回訓練への課題抽出が行われていることを確認した。

廃棄物管理の実施状況については、固体廃棄物貯蔵庫に保管しているドラム缶の一部に、過去において塗料、洗浄液等の有機溶剤等（以下「有機溶剤等」と言う。）の混入が原因と推定される膨脹したものが確認されていることから、管理区域における有機溶剤等の使用から廃棄に至る状況を確認することとして検査を行った。検査の結果、使用される有機溶剤等は、発電所作成の「化学物質・危険物リスト」に掲載されているものであり、主に使用されるのは保全工事における機器の塗装、部品洗浄等であり、塗装工事の多い建築グループにあっては建屋内において使用される塗料はドラム缶膨脹原因とはならないシンナー等を含まない非危険物を使用していること、有機溶剤等の使用量の適正化は「工事共通仕様書」に「持ち込み及び小分け」として定められ、「防護指示書」に持ち込み物品の種類、量を記載させ、現場への持ち込みは必要最小限となるように日単位で管理していることを保全工事仕様書3点にて確認した。

使用後の塗料付ウエス、刷毛は、付属の金属等不燃物を除去し、塗料は乾燥後に細断し、「可燃性雑固体常設集積場所」に一時保管後、焼却処理していることを「柏崎刈羽原子力発電所放射線管理仕様書ガイド」により確認した。

使用後の空缶は塗料を除去した後、不燃物を集積する雑固体常設集積場所に一時保管していることを「放射性固体廃棄物管理要領」「KK-固体廃棄物管理業務（雑固体廃棄物処理）委託仕様書」により確認した。

前述の運用が適切に実施されているか3号機建屋の「3号機雑固体常設集積場所」及び「3号機可燃性雑固体常設収集場所」の確認をしたところ、汚染物品の種類ごとに区割りされ、廃棄物は内部が見える袋に入れられ、既定の表示シールが添付され保管されているのを確認した。

現状では有機溶剤等の廃棄物により、廃棄物封入ドラム缶が膨脹しない仕組みができていることを確認した。

以上のことから、平成26年度第2回保安検査を実施した結果を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動の実施状況は良好と評価する。

原子力規制庁の主な対応（10月1日以降）
（東京電力福島第一原子力発電所関連）

平成26年11月5日
柏崎刈羽原子力規制事務所

【原子力規制委員会】
（10月8日定例会）

○東京電力福島第一原子力発電所 事故の分析中間報告書（案）について

平成25年3月27日の委員会決定により、「東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会」（以下、「検討会」という。）を設置し、これまでの間、検討会を6回、現地調査を9回実施してきたところですが、この度「東京電力福島第一原子力発電所 事故の分析 中間報告書（案）」として原子力規制庁の調査結果をとりまとめました。

本報告書（案）については、委員会報告書として了承され、速やかに公表し、海外と共有するため英訳の上、IAEA等に送付することが決定されました。

福島第一原子力発電所事故の分析については、今後も、継続して検討を実施する予定としております。

詳細はホームページでご確認下さい。

<http://www.nsr.go.jp/committee/kisei/h26fy/20141008.html>

【原子力規制委員会 検討チーム等】

○特定原子力施設監視・評価検討会

10月3日 第27回会合 10月31日 第28回会合

以 上

放射線モニタリング情報

原子力規制委員会から発表された放射線モニタリング情報は、
<http://radioactivity.nsr.go.jp/ja/index.html>に掲載されています。大部と
なっておりますので、HPにてご確認いただければと存じます。なお、直近の主
な情報について以下のとおりご紹介します。

- ① 東京電力（株）福島第一原子力発電所の 20Km 以遠のモニタリング結果
[平成 26 年 11 月 4 日（火曜日）版]
http://radioactivity.nsr.go.jp/en/contents/10000/9076/24/207_20141104.pdf
- ② 東京電力（株）福島第一原子力発電所の 20Km 以遠の積算線量の測定結果
[平成 26 年 11 月 4 日（火曜日）版]
http://radioactivity.nsr.go.jp/en/contents/10000/9071/24/216_20141104.pdf
- ③ 東京電力（株）福島第一原子力発電所の 20 km 圏内の空間線量率の測定結果
（平成 26 年 10 月 28 日～30 日測定）[平成 26 年 11 月 4 日（火曜日）版]
http://radioactivity.nsr.go.jp/en/contents/10000/9070/24/206_20141104.pdf
- ④ 東京電力株式会社福島第一原子力発電所近傍の海域モニタリング（海水）の
結果について（試料採取日：平成 26 年 11 月 1 日、2 日）[平成 26 年 11 月 4 日
（火曜日）版]
http://radioactivity.nsr.go.jp/en/contents/10000/9073/24/278_k2_20141104.pdf
- ⑤ 各都道府県のモニタリングポスト近傍の地上 1m 高さの空間線量（平成 26 年
11 月 3 日測定分）[平成 26 年 11 月 4 日（火曜日）版]
http://radioactivity.nsr.go.jp/en/contents/10000/9069/24/192_20141103_20141104.pdf

※ モニタリング情報については、直近の H P 掲載情報を記載

平成 26 年 11 月 5 日
柏崎刈羽原子力規制事務所

委員ご質問への回答

第 136 回定例会（10 月 1 日）受付分

「調査・審査は真実解明でなければならない。真実とは誰が調査しても同じ結果が得られるもの。判断は他人に確認再現されて初めて真実」との認識で良いか。間違っているなら間違点を指摘されたい。

（回答）

お尋ねの「調査・審査は真実解明でなければならない。真実とは誰が調査しても同じ結果が得られるもの。判断は他人に確認再現されて初めて真実」との認識で良いか。」の意味が必ずしも明らかではないが、現在、東京電力により行われている柏崎刈羽原子力発電所の敷地近傍及び敷地の追加調査結果の妥当性については、今後の審査会合の中で科学的・技術的に厳格に確認していきます。

第 136 回定例会（10 月 1 日）受付分

- ・ 1996 年に学会誌の地球科学第 50 巻に「新潟県柏崎平野の上部更新統中の火山灰一広域火山灰との対比」を承知しているか。承知しているなら、その確認を東電に指示したか。承知して確認を指示しなかったならその理由は何か。今後確認を指示するのか。
- ・ 論文を承知しなかったなら、今後論文の記載内容を確認するか。東電に確認を指示するか。

（回答）

ご指摘の知見も含め、必要であれば事業者の確認を求めていくこととなります。